神戸製鋼石炭火力発電所新設・稼働差止訴訟

# News Letter VOL.07

発行/2020年 11月 28日 発行者/神戸の石炭火力発電を考える会

〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

# -将来世代のため、今、自分が声をあげていかなければならない-

#### 行政訴訟における証人尋問の意義

2018年11月の提訴から第9回目の期日となるこの日の法廷までの約2年間、本裁判ではPM2.5等の有害物質排出に伴う大気汚染、CO<sub>2</sub>の大量排出に伴う地球温暖化の2つの主張と、これらを立証するための膨大な書証が原告側から裁判所に提出されてきました。審理を通じて争点も整理されつつあるこの段階において、裁判官が一層確実な心証を得る機会として、本期日では証人尋問が行われました。

#### 証人に至った経緯

前回、8月26日(水)に行われた第8回期日で、原告側からは、江守正多氏(地球温暖化関係)、ラウリ・ミルヴィエイタ氏(PM2.5関係)、大島堅一氏(石炭火力発電所の事業性関係)による専門家意見書を書証として提出した他、これら3名の方々の証人尋問も申請しました。しかし、裁判所は書証の精読を通じた理解が適当と判断し、3名の証人尋問については認めませんでした。なお、江守先生には、地球温暖化に関する解説DVDの作成にご協力いただき、当日(11月4日)の期日までに追加して証拠提出しました。

他方、原告本人申請については、法廷で直接本人から話を聞くことが適当との判断から、証人採用されました。 原告からは、神戸製鋼の既設発電所の至近にお住まいで、10才になるお子様が喘息を患われており、お子様当 人も原告となられている高田さんが、原告を代表し、証人に選ばれました。

#### 当日の証人尋問について

この日、高田さんはやや緊張した面持ちで法廷に立たれました。裁判官の求めに応じて宣誓をした後、冷静に はっきりとした口調で尋問に応じ、ご自身のご経験や、この訴訟にかける思いを述べられました。以下は当日の質 疑と証言の要旨をまとめたものです。

#### (1)主尋問(金崎弁護士による原告側からの質問)

Q: 今のあなたのお住まいはどのあたりですか?

A: 灘区で、発電所の建設予定地からは直線距離で2km程です。 自宅からは既設発電所の煙突が見えます。12年前に芦屋から灘区に引っ越してきました。

Q: あなたが今回の新設発電所の計画に反対される理由をお聞かせください。

A: 火力発電所から排出される大気汚染物質が健康被害をもたらす不安と、CO<sub>2</sub>を大量に出すにもかかわらず地球温暖化への対策がまったくなされていないことです。

Q: 今2つの理由をおっしゃいましたが、まず大気汚染の方から伺います。理由について、具体的にはどういうことがご不安ですか。

A: 12年前に灘区に越してきてから、当時、幼稚園に通っていた娘が喘息を患うようになりました。一度症状が 出ると咳で吐き戻すくらい出続け、横になると咳が出やすいため、座ったまま夜を越すこともありました。

- Q: 娘さんが通われていた幼稚園は、発電所からどのくらい離れていますか。
- A: 幼稚園は自宅よりも海側で、発電所からは1kmくらいだと思います。娘が「コンコンがでるから、幼稚園に行きたくない。」と言ったことを覚えています。
- Q: その幼稚園では、屋内で過ごすことが多かったのでしょうか。
- A: いいえ、外遊びをする時間も多かったようです。
- Q: 同じ幼稚園に、他にも喘息のお子さんはおられましたか。
- A: はい。1クラス35人で、娘を含む3人が喘息だった記憶です。
- Q: その後、娘さんの症状はどうなりましたか。
- A: 小学校1年生までは発作もでていましたが、2年生になってからは落ち着いてきて、病院に通う回数も次第に減ってきました。しかし、今でも朝に息苦しさを訴えるときには、病院で処方されたパッチを胸に貼ってやっています。
- Q: 小学校の場所は、どのあたりですか。
- A: 自宅から、より山手側にあります。
- Q: あなたが石炭火力発電所の建設に反対されるのは、娘さんの喘息の発症が理由ですか?
- A: そうです。とても心配しています。
- Q: では次に、地球温暖化の点について伺います。近時日本でも、台風や豪雨災害などの被害が発生していますが、あなたは何が原因だとお考えですか?
- A: 地球温暖化が大きな原因だと思います。このような災害で、自宅が壊れたり、命を失うのではないかと、 とても心配に思っています。
- Q: あなたのお住まいの地域は、ハザードマップ上、土砂災害警戒区域に指定されていますね。
- A: はい。東側に石屋川、西側に高羽川があります。2018年7月西日本豪雨の時には、同じ灘区の篠原台に土砂が流れ込み、多くの住宅が崩壊しました。このまま地球温暖化が続けば、自宅も巻き込まれるのではと、不安です。
- Q: 災害の頻度については、どのように感じていらっしゃいますか。
- A: ここに越してきた当初は、自然災害の記憶はありません。でも近時、急激に増えているように感じます。
- Q: 次に、本件で問題になっている環境影響評価手続について伺います。あなたは本件手続について、 どのようにお考えですか。
- A: 私は娘が喘息に苦しむ姿を一番近くで見てきました。発電所から排出されるPM2.5や大気汚染物質が喘息の原因かもしれないとわかり、いてもたってもいられない気持ちでいたところ、公聴会で自分の意見を述べられることを知り、そういった場で自分の子どもの喘息の心配や、住宅地から近い距離に発電所が増設されることでもっとたくさんの喘息患者がでる心配などを述べてきました。住宅街から400mという近い距離に、発電所を作って欲しくないです。でも、意見に対して納得のいく返答が得られたことはありませんでした。
- Q: 今回のアセス手続において、経済産業省が環境大臣意見に様々な介入をしていたことが、情報公開請求を通じてわかりましたが、あなたはこれをどう思いますか。
- A: 私は公聴会等を通じて意見を述べてきました。でも、近くに住んでもいない経産大臣の意見の方が手続に直接影響しているのを知り、たいへん失望しています。アセスの意味が全くないと思っています。

- Q: 地球温暖化について争う裁判は、今世界でも増えています。このことを踏まえ、あなたが国に訴えたいことはどういうことですか。
- A: 地球温暖化は、今の私達の世代のみならず、将来の世代にもつながる問題だと思っています。裁判所には、 そういう強い意識をもって審理していただきたく思っています。
- Q: この裁判の意義をどのようにお考えですか?」
- A: 子どもたちのために、住みやすい安全なまちをつくることが重要だと思います。 この裁判はそういう視点に立ったものだと理解しています。
- Q: あなたの娘さんも原告になっておられますが、その理由をお聞かせください。
- A: 次の世代のために今私たちは声を上げていますが、娘にも、自分が声をあげていかなければならないという ことをわかってほしくて、娘を原告にしました。娘は自分自身が喘息に苦しみ、母親がそばで見守ってくれた 体験を通じて、他の人に同じような体験をしてほしくないと願っています。私は、娘は自分が原告になる意義 を理解していると考えています。

#### (2)反対尋問 被告代理人よる質問

Q:1点のみお伺いします。娘さんの小学校と、既設発電所の距離はどのくらいですか。

A:約2.5kmです。

#### (3)補充尋問 裁判長からの質問

- Q: あなたは、大気汚染が原因で娘さんが喘息になったと考えておられるのですね。
- A: はい。
- Q: 娘さんの幼稚園におられた他の喘息のお子さんも、同じ原因で発症したとお考えですか?
- A: それは、わかりません。
- Q: そのような話をきいたことはありますか。
- A: 親の間では、この幼稚園には喘息の子が多いね、というような話をしたことはあります。
- Q: それで、娘さんも同じ原因だと考えたのですね。
- A: はい。

#### 原告証人尋問を終えての感想(報告会にて)

この日の法廷のあと、大阪弁護士会館2階にて期日報告会が行われ、高田さんは当日の感想について、「前日から友人等にLINEなどで多くの励ましのメッセージをもらっていた。とても緊張したので、自分が何を話したのか、あまり覚えていない。でも、地球温暖化は、今の私達の世代のみならず、将来の世代にもつながる問題だということや、子どもたちのために、住みやすい安全なまちをつくることが重要だという皆の思いが、少しでも裁判所に伝わっていたら嬉しく思う。」と、少しほっとした面持ちで述べられました。本当にお疲れさまでした!

いよいよ結審です! 2021年1月20日(水)15:00 大阪地方裁判所

### 声 明 兵庫県温室効果ガス2050年ゼロを表明!

国が10月26日にゼロ表明したのを受けて、地域での取り組みは加速しそうです。兵庫県においても、井戸知事が、国と同日(10/26)に、兵庫県についても2050年ゼロを目指すと環境省へ通知したことが明らかとなりました。兵庫県内では、明石市に次いで2番目です。

神戸の石炭火力発電を考える会では、「国と兵庫県の「温室効果ガス 2050 年ゼロ方針」を歓迎する 一2030 年 削減 目標の更なる上積みと、脱石炭火力の推進を求める一」声明を発表しました。

- 1.温室効果ガス2050年ゼロ方針を歓迎する
- 2.国と兵庫県の2030年目標は、大幅な上積みが必要
- 3. 脱石炭火力が必要不可欠

「温室効果ガス 2050 年ゼロ」を達成しようとする以上、石炭火力発電所の新設を認めることは、気候変動対策に大きな支障があるといわざるをえません。石炭火力発電所の新設は、国及び県の「温室効果ガス2050年排出ゼロ」方針に反するものであり、建設を中止するべきです。

(声明全文)<a href="https://kobesekitan.jimdo.com/press-release2020-11-18/">https://kobesekitan.jimdo.com/press-release2020-11-18/</a>

# Topics 電源開発・高砂火力発電所など廃炉へ?

電源開発(J-POWER)は、10月30日の決算会見において、CO<sub>2</sub>排出が多い非効率な石炭火力発電設備として、松島火力発電所(長崎県西海市)、高砂火力1-2号機が該当する可能性について言及、2030年にかけ廃炉にすることになると考えを示しました。

高砂火力発電所1-2号機(25万kW×2基=50万kW)ですが、兵庫県内では、神鋼3-4号機(65万kW×2基=130万kW)が2021年、2022年に稼働に入ります。<u>高砂火力が廃止となったとしても、</u>80万kWも、石炭火力発電設備が県内に増えることになります。



2030年までに廃止見通しが表明された 高砂火力発電所



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル 神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case) https://kobeclimatecase.jp/



神戸の石炭火力発電を考える会 https://kobesekitan.jimdo.com/



# お知らせ 今後の裁判期日について



## 民事訴訟 第9回期日

日時:2020年 12月8日(火)11:00より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

期日報告会

日時:同日、13:00(予定)

裁判期日報告会は、新型コロナウイルスの感染予防の

ためWEBでの配信を予定しております。

参加申込は、HPからお願いいたします。

#### 行政訴訟 第10回期日【結審】

日時:2021年 1月20日(水)15:00より

場所:大阪地方裁判所

期日報告会

日時:同日 (開催予定)

#### 裁判の傍聴に関して

新型コロナウイルスの感染予防策として、裁判所に おいても原告席、傍聴席が減らされています。 当日、お越しいただいても、裁判を傍聴いただけな い可能性があります。予めご了承ください。